

憲法学習会を開きませんか？

千葉県弁護士会 憲法出前講座のご案内

最近、憲法が話題になっています。

「憲法って何？」 「集団的自衛権って何？」

こんな疑問に弁護士がお答えします。

弁護士会から講師を派遣しますので、一緒に考えてみませんか。

お気軽にお申し込み下さい。



【申し込み要領等】

1 対象者

千葉県内に住居、学校ないし職場のある市民の方（個人・団体を含む）

※ できるだけ参加者10名以上でお願いします。

2 申し込み方法

以下の実施条件をご了承のうえ、所定の申込用紙に必要事項を記載し、千葉県弁護士会宛にFAXにてお申し込みください（FAX043-225-4860）。当会から派遣講師を決定してご連絡します。講師決定後は、直接講師と連絡をお取りください。

3 実施条件

(1) 申込期限 遅くとも実施1ヶ月以上前にお申し込みください。

(2) 日 時 複数の候補日をご用意ください。日程によってはご希望に添えない場合がありますので予めご容赦ください。

(3) 場 所 申込者の側で手配をお願いします。

(4) 費 用 講師料は無料です。講師の交通費および資料代の実費は申込者の側でご負担ください。

(5) 講演内容 講演時間は質疑応答を含めて90分を目安にしています。

基本的に憲法の基礎的事項を内容とします。詳細は講師にご相談ください。

講演内容は講師個人の見解に基づくものであり、必ずしも千葉県弁護士会の見解を示すものとは限らないことをご了解ください。

(6) 利用回数 この講座のご利用は一回とさせていただきます。連続講座はお請けできません。